

【小論文】

古代ローマにおいて、カティリーナー派が紀元前63年、内乱（政府の転覆）を計画、準備していたことが発覚した事件について、どのように処断すべきか、元老院において討議された。後記の事件と経緯、元老院の討議、カエサルとカトーの演説を読み以下の設問に答えなさい。

なお、引用演説は、「ローマ人の物語」（塩野七生著）の記述に従っている。

第1問

カエサルとカトーの主張とその主たる根拠を3つにまとめて整理して述べなさい。なお、論述は、以下のように項目分けして行うこと。

例

第1-1 カエサル

- 1 主張
- 2 根拠
 - (1)
 - (2)
 - (3)

第1-2 カトー

- 1 主張
- 2 根拠
 - (1)
 - (2)
 - (3)

第2問

小問1

カエサルとカトーの主張の前提となっている規範（価値判断の基準で、「～すべし」、又は「～すべからず」という形式で表現されるもの）はどのようなものか。整理して述べなさい。

小問2

本問小問1において整理した規範を前提として、カトー、カエサルの見解を検討のうえ、レントゥルスら5人をどのように処罰すべきかについて自己の見解を述べなさい。

(事件の経緯)

紀元前一世紀当時のローマは、イタリア半島のみならず地中海沿岸の地域に対する覇権の確立により、経済の大規模化、活性化により空前の繁栄をもたらした。ただし、貴族階級においても、その繁栄を享受できず、あるいは借金により困窮する者も少なくなく、当時45歳のカティリーナもそのひとりで、借金全額帳消しを公約にして再三執政官に立候補したが当選できず、不満分子を集めて陰謀を企てた。

その概要は、まず首都ローマ内で蜂起し、トスカーナ地方で決起した軍がローマに進軍して、現執政官らの体制を転覆するという計画であった。陰謀の噂は広がり、ローマ市民の不安が広がりつつある状況であった。トスカーナ地方において、カティリーナの一味とされたマンリウスのもとに兵が集結中との報告が入り、元老院は、紀元前63年10月、「元老院最終勧告」を決議した。

しかし、この「元老院最終勧告」は決議されたものの、執政官キケロも、確たる証拠のない状況でカティリーナらを逮捕することはできず、カティリーナはローマを去ってトスカーナ地方に赴いたが、軍事行動は起こしていなかった。

なお、当時のローマの統治組織は、市民の選挙による執政官2名(任期1年)が行政の長として国政を統括し、元老院(任期は終身で貴族階級その他の身分の者で構成されていた)が、常設の機関として立法権、重要な人事権を有しており、人材的にも古代ローマ統治の中核であった。市民集会も、立法権および一定の裁判権を有していた。ローマ市民は、執政官および(市民権の擁護者としての)護民官の選挙権を有していた。さらに、ローマ市民権所有者は、陪審による裁判を受ける権利とともに紀元前121年のセンプロニウス法により、たとえ死刑の判決を受けても市民集会に控訴する権利を認められていた。他方、元老院は、同じく紀元前121年、反国家行為を行った者については裁判を経ることなく鎮圧、処刑する権限を執政官に与える「元老院最終勧告」を決議し、非常事態において、執政官に専断的解決権限を付与して反国家行為に対処させた。以来、これを先例として数次にわたり「元老院最終勧告」が決議され、執政官による鎮圧、処刑が行われた。

紀元前63年12月、執政官キケロのもとに、当時ローマ市民権を有していなかったガリア人が「(カティリーナー派の)レントゥルスから、陰謀に加担して反ローマに起てば成功の暁にはローマ市民権を与えると持ちかけられた」との通報をもたらした。そこで執政官キケロは、ガリア人をして、レントゥルスに「『陰謀に加担すればローマ市民権を与える』との署名付きの誓約文書が欲しい」と申し出させ、ガリア人を通じてレントゥルスら6名のその旨の誓約文書入手し、直ちに、署名者のうちローマ市内に残っていたレントゥルスら5名を逮捕した。執政官キケロは、同年12月3日、元老院の議場で、逮捕者らに署名の真偽をただしたところ、全員がみずからの署名であることを認めた。

(元老院における討議)

執政官キケロは、元老院最終勧告に基づく執政官の専断による処刑を直ちに行わず、同年12月5日元老院を招集し、元老院議員に討議を求め、終了後の評決によって、逮捕者らの処罰を決定すると宣言した。

逮捕者5人全員を死刑とするとの意見が続いたあと、カエサルの意見、カトーの意見が次のように表明された。

※「カエサルとカトーの演説」は、塩野七生著「ローマ人の物語」（新潮社）を引用しました。